

大雪山国立公園内スノーモビル等の乗入れ規制調整会議

日 時：平成28年12月19日（月）
10時30分～
場 所：上川総合振興局4階展望会議室

次 第

- 1 挨拶
- 2 出席者紹介
- 3 議 題
 - (1) 平成27年度シーズンにおける
スノーモビル等乗入れ規制対策の実施結果について
 - ・監視飛行の結果報告
 - ・監視カメラの結果報告
 - (2) 平成28年度シーズンの対策について
 - ① 規制看板の設置等について
 - ② 合同パトロールについて
 - ③ パトロールの際の対応について
- 4 その他

配布資料

- 資料1 スノーモビル等乗入れ規制の実施結果について（平成27年度シーズン）
- 資料2 平成27年度大雪山国立公園内におけるスノーモビル等乗入れ規制普及啓
発活動合同パトロール実施結果について
- 資料3 平成27年度 大雪山国立公園等乗り入れ規制地域内監視飛行記録
- 資料4 大雪山国立公園平成27年度監視カメラによるスノーモビル利用実態調査結
果
- 資料5 平成27年度スノーモビル等乗入れ規制看板設置場所及び数量
- 資料6 平成28年度大雪山国立公園内におけるスノーモビル等の乗入れ規制普及
啓発活動実施要領（案）
- 資料7 パトロールの際の対応について

出席者名簿

機関・団体名	部署・役職名	氏 名
北海道警察旭川方面本部	生活安全課 生活経済・保安係	堀田 雅仁
旭川東警察署	生活安全課 生活経済・保安係長	吉本 敦也
富良野警察署		欠 席
上川総合振興局	保健環境部 環境生活課 主査（山岳環境） 主事 南部森林室 管理係長	佐藤 公一 神谷 一太 田村 博幸
上川中部森林管理署	主任森林整備官	本間 秀樹
上川南部森林管理署	総括事務管理官 事務管理官（管理）	南部 純一 谷村 亮
上川教育局	教育支援課 教育支援係	欠席
旭川市	環境部 環境政策課 環境保全係	石田 知彦 中条 尚之
富良野市	商工観光課 観光係	藤野 翔太
上川町	産業経済課 商工観光グループ 副主幹	鈴木 健市
東川町	産業振興課 商工観光振興室 主事	松田 紘幸
美瑛町	経済文化振興課	欠 席
上富良野町	産業振興課	欠 席
南富良野町	企画課 商工観光係	欠 席
大雪山国立公園パークボランティア連絡会	会 長	黒田 忠
大雪地区自然公園指導員連絡会	事務局長	山名 賢一
旭川山岳会	副会長	狩野 明美
上川山岳会	会 長	澤崎 新一
東川山岳会		欠 席
富良野山岳会		欠 席
美瑛山岳会	理事長	内藤 美佐雄
上富良野十勝岳山岳会		欠 席
日本スノーモビル安全普及協会 北海道地方本部	事務局長	丸山 重男
層雲峡ビジターセンター	インタープリター	佐久間 弘
旭岳ビジターセンター		欠 席
【事務局】 上 川自然保護官事務所 東 川自然保護官事務所	自然保護官 自然保護官	桒 厚生 石田 美慧

スノーモビル等乗入れ規制の実施結果について（平成27年度シーズン）

1. 自然公園法に基づく規制の対象

指 定 区 域	指 定 面 積	条 項
大雪山国立公園特別保護地区	36,807ha	自然公園法 第21条第3項第10号
大雪山国立公園（特別地域内） 車馬等乗入れ規制地区	96,211ha	自然公園法 第20条第3項第17号
十勝川源流部原生自然環境保全地域	1,035ha	自然環境保全法 第17条第1項第15号

2. 各取組の実施結果（平成27年度シーズン実績）

（1）普及啓発合同パトロールの実施（5ページ：資料2を参照）

平成28年2月14日（日） 3ヶ所で実施 参加者計44名

- 1) 上川町北見峠 参加者16名
- 2) 旭川市東旭川 ペーパンダム市道除雪終点 参加者13名
- 3) 新得町北新内線（サホロダム奥除雪終点） 参加者15名

平成28年2月28日（日） 2ヶ所で実施 参加者計26名

- 1) 東川町幌倉沼 参加者17名
- 2) 南富良野町東幾寅 参加者 9名

その他：抜打ちパトロール 参加者計14名

平成28年3月19日（土）北見峠・浮島峠

（2）セスナ機による監視飛行を実施（6ページ：資料3を参照）

平成28年3月13日（日）、27日（日）、29日（火） 計3回実施

※3月13日 ニセイカウシュッペ山北側地域でスノーモビル確認。乗入れ規制区域に向かったため、追跡したが、区域手前で引き返す。

（3）パトロールの実施

平成27年12月から平成28年4月まで、下記の地域において環境省職員及び請負事業（グリーンワーカー事業）による巡視員でパトロールを実施

＜上川自然保護官事務所＞計17日

上川町北見峠、旭川市東旭川（ペーパン）

＜東川自然保護官事務所＞計25日

旭岳登山口、旭岳源水、幌倉沼、俵真布、原始ヶ原、南富良野奥落合、南富良野北落合、南富良野東幾寅

＜上士幌自然保護官事務所＞計20日

サホロダム、シンノスケ迂回林道、音更川林道、東ヌプカウシヌプリ、五の沢駐車場、然別糠平線

（4）看板の設置

平成28年1月中までに事前看板21枚、規制看板9枚を設置

(5) センサーカメラの設置（7 ページ～：資料 4 を参照）

平成 27 年 12 月から平成 28 年 5 月まで、旭川市東旭川（ペーパン地区）、上川町北見峠、同高原温泉地区、東川町幌倉沼、美瑛町俵真布、南富良野町東幾寅、新得町北新内線入口及び上士幌町シンノスケ迂回林道の計 8 箇所にセンサーカメラを設置し、スノーモビル乗り入れ状況を確認した。

(6) パンフレット等の配布

パンフレット「スノーモビル等乗入れ禁止・規制地区図」等を関係機関へ配布

日本スノーモビル安全普及協会を通じて協会加盟店舗に同パンフレットを配布

富良野市内及び南富良野町内のスノーモビル販売店及びスノーモビルツアーを企画しているスポーツレジャー情報提供サービス事業者に請負事業（グリーンワーカー事業）が出向き、普及啓発依頼文及び同パンフレットを配布

北見市内の日本スノーモビル安全普及協会非加盟の 1 店舗を訪問し、同パンフレット等を配布の上説明し普及活動を実施。他オホーツク管内の協会非加盟店 5 店舗に同パンフレットを郵送配布

(7) ホームページでの情報提供

大雪山国立公園連絡協議会のホームページにおいてスノーモビル規制に関する情報提供を継続実施。

<http://www.daisetsuzan.or.jp/protection/snow/>

3. スノーモビルの違法乗入れの確認状況

○平成 25 年度シーズンは、スノーモビル違法乗入れ摘発事案が平成 26 年 3 月 27 日に発生（起訴猶予処分）した。

※平成 12 年の旭岳での違法乗入れ以降 14 年ぶり。

○平成 26 年度シーズンにおいては、上川町から東川町に至る沼ノ平地区において平成 27 年 2 月 21 日に監視飛行により規制区域内の乗入れを確認し、地上班に連絡を取ったが乗入れ車両を特定できず摘発まで至らない事案が 1 件あった。

（参考・詳細）

- ・セスナ機での監視飛行により沼ノ平西斜面の規制区域内に走行痕を確認（12:30 頃）。
- ・痕跡をたどり沼ノ平大沼西側に侵入していたスノーモビル 2 台を発見、近距離撮影を試み接近したところ、林内に逃走。痕跡からペイパンからの乗入れであることが確認されている。
- ・地上班に連絡し、地上班が乗入れ箇所と思われるペイパンの駐車帯を確認し、下山してきたスノーモビル車両を確認するが、空撮で確認された車両と同じ型式の車両は確認されなかった。

【参考】スノーモビルの乗入れ規制に関する法令（抄）

○ 自然公園法（昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号）

・第 20 条 第 3 項

特別地域（特別保護地区を除く。以下この条において同じ。）内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。

ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

一～十六及び十八 省略

十七 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

・第 21 条 第 3 項

特別保護地区内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。

ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

一～九及び十一 省略

十 道路及び広場以外の地域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

・第 83 条

次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

一～二及び四～五 省略

三 第 20 条第 3 項、第 21 条第 3 項、第 22 条第 3 項又は第 23 条第 3 項の規定に違反した者。

○ 自然環境保全法（昭和 47 年 6 月 22 日法律第 85 号） 抜粋

・第 17 条

原生自然環境保全地域内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

ただし、環境大臣が学術研究その他公益上の事由により特に必要と認めて許可した場合又は非常災害のために必要な応急措置として行う場合は、この限りでない。

一～十四及び十六 省略

十五 車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

・第 53 条

次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。 一 第十七条第一項の規定に違反した者

二 省略

**平成 27 年度大雪山国立公園内におけるスノーモビル等乗入れ
規制普及啓発活動合同パトロール実施結果について**

平成 28 年 2 月 14 日（日）

上川町北見峠、旭川市東旭川 ペーパーパンダム市道除雪終点、新得町北新内線（サホロダム奥除雪終点）

平成 28 年 2 月 28 日（日）

東川町幌倉沼、南富良野町東幾寅

計 5 箇所の協力者数 合計 62 名（66 名）

普及啓発重点地域別人員

1 上川町北見峠 計 16（12）名

参 加 機 関 名	人数	参 加 機 関 名	人数
上川中部森林管理署	1 名	旭川東警察署	4 名
網走西部森林管理署	2 名	北海鯉開発局 遠軽開発事務所	2 名
上川総合振興局	2 名	遠軽警察署	3 名
上川町	1 名	上川自然保護官事務所	1 名

2 旭川市東旭川 ペーパーパンダム市道除雪終点 計 13（14）名

参 加 機 関 名	人数	参 加 機 関 名	人数
北海道警察旭川方面本部	1 名	旭川山岳会	1 名
旭川東警察署	1 名	パークボランティア	6 名
上川中部森林管理署	1 名	上川自然保護官事務所	2 名
上川総合振興局南部森林室	1 名		

3 新得町北新内線入口 計 15（13）名

参 加 機 関 名	人数	参 加 機 関 名	人数
新得警察署	2 名	十勝山岳連盟	2 名
十勝総合振興局	1 名	新得山岳会	2 名
十勝西部森林管理署東大雪支署	1 名	日本スノーモビル安全普及協会北海道支部	1 名
新得町	1 名	パークボランティア	3 名
		上士幌自然保護官事務所	2 名

4 東川町幌倉沼 計 17（18）名

参 加 機 関 名	人数	参 加 機 関 名	人数
北海道警察旭川方面本部	1 名	東川山岳会	0 名
上川中部森林管理署	2 名	美瑛山岳会	1 名
上川総合振興局	1 名	パークボランティア	11 名
東川町		東川自然保護官事務所	1 名

5 南富良野町東幾寅 計 9（9）名

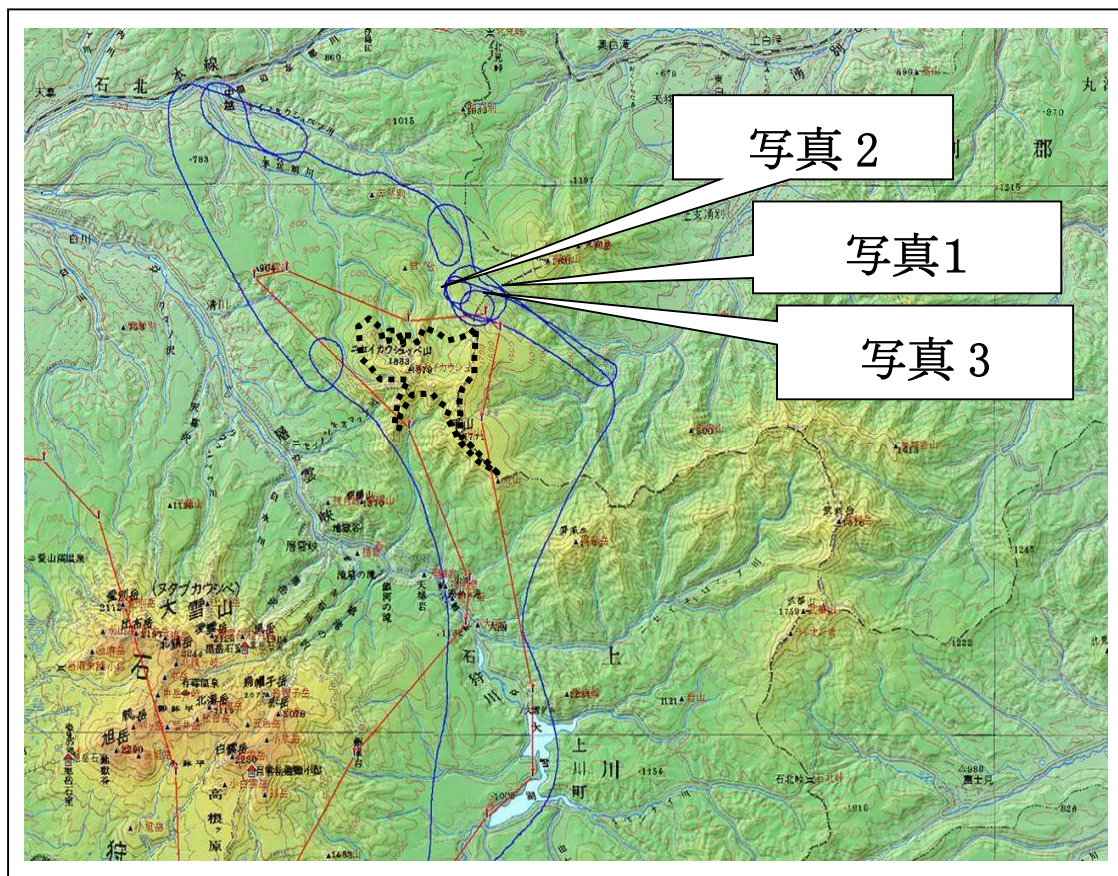
参 加 機 関 名	人数	参 加 機 関 名	人数
上川南部森林管理署	3 名	富良野山岳会	1 名
南富良野町	1 名	パークボランティア	3 名
		東川自然保護官事務所	1 名

※（ ）は平成 26 年度の実績

平成 27 年度 大雪山国立公園等乗り入れ規制地域内監視飛行記録

- 平成 27 年度は、平成 28 年 3 月 13 日、3 月 27 日及び 3 月 29 日の 3 回飛行機を運航。
- 平成 28 年 3 月 13 日には、ニセイカウシュッペ山北側地域で数台のスノーモビルを確認した（写真 1）。大雪山国立公園の特別保護地区に向かう様子を見せたが（写真 2）、同地区には至らず、その手前で進路を変えて下山した（写真 3）。

【平成 28 年 3 月 13 日飛行経路】



- 青線…飛行ルート
- 赤線…飛行計画ルート
- 黒点線…ニセイカウシュッペ山の国立公園特別保護地区（およその範囲を示したものであり、必ずしも正確ではない。）

【平成 2 8 年 3 月 1 3 日 乗り入れ状況写真】



写真 1



写真 2



写真 3

大雪山国立公園平成 27 年度監視カメラによるスノーモビル利用実態調査結果

上川自然保護官事務所
東川自然保護官事務所
上士幌自然保護官事務所

1. 目的

○大雪山国立公園の乗入れ規制区域にスノーモビルが乗入れようとする場合、その起点になると考えられる地点において、監視カメラにより乗入れの実態や傾向を把握するもの。

2. 監視カメラの設置

(1) 設置場所

○次のとおり、8箇所 12 台のカメラを設置。位置は図 1 のとおり。監視カメラは、道路、林道沿いの樹木の幹に監視カメラを括り付けて設置する。

- ①カメラ NO. 1, 2, 3 : 旭川市東旭川（ペーパン）
- ②カメラ NO. 4, 5 : 上川町北見峠
- ③カメラ NO. 6, 7 : 上川町高原温泉地区
- ④カメラ NO. 8 : 東川町幌倉沼
- ⑤カメラ NO. 9 : 美瑛町字俵真布
- ⑥カメラ NO. 10 : 南富良野町東幾寅
- ⑦カメラ NO. 11 : 新得町北新内線入口
- ⑧カメラ NO. 12 : 上士幌町シンノスケ迂回林道

(2) 設置期間

○乗り入れが頻繁に行われる 2 月及び 3 月を含む、12 月又は 1 月～4 月又は 5 月の期間。詳細は表 1 のとおり。

(3) 撮影方法

○動くものに反応する自動撮影式カメラによる。夜間撮影が可能。

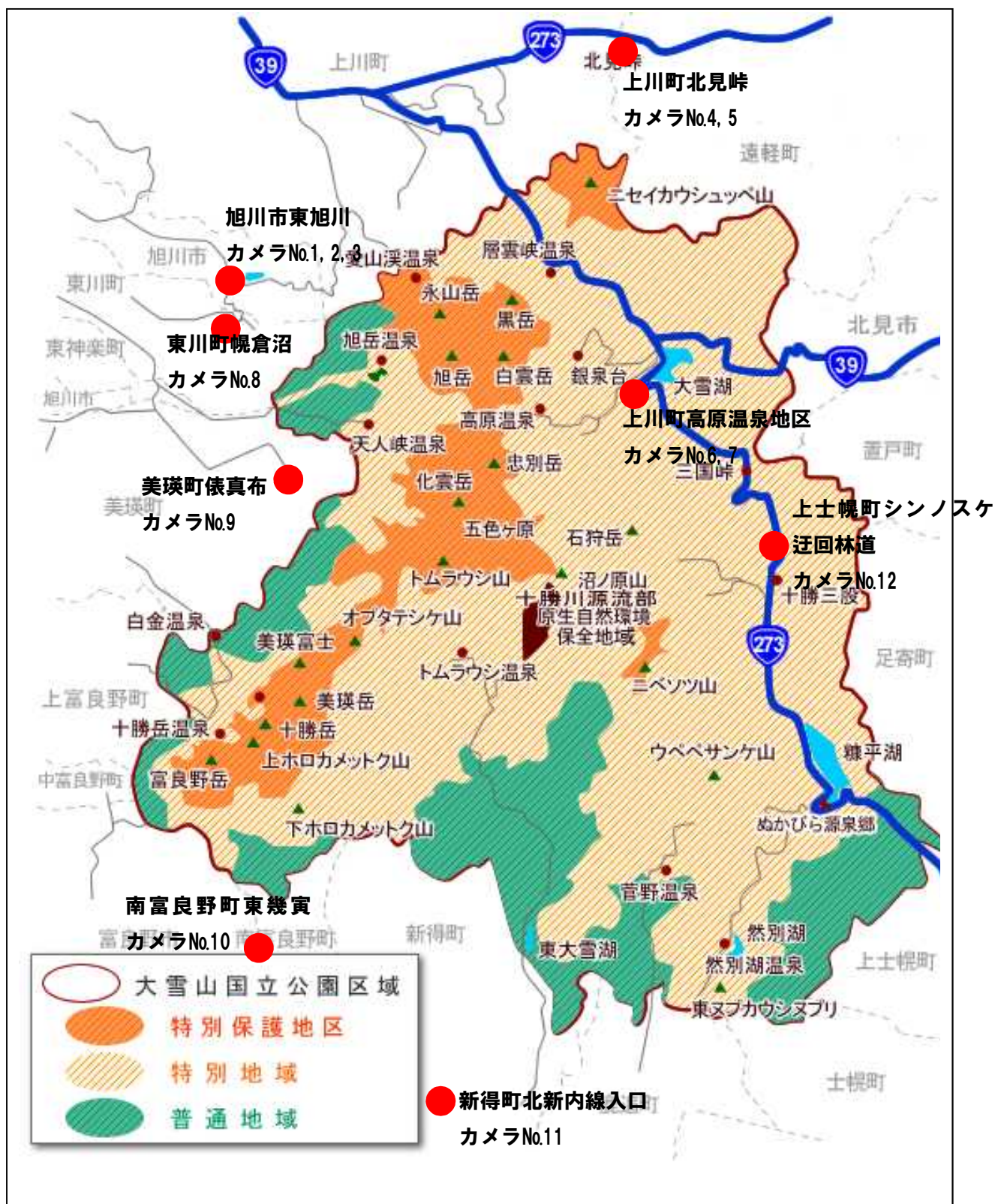


図 1. 平成 27 年度監視カメラ設置位置

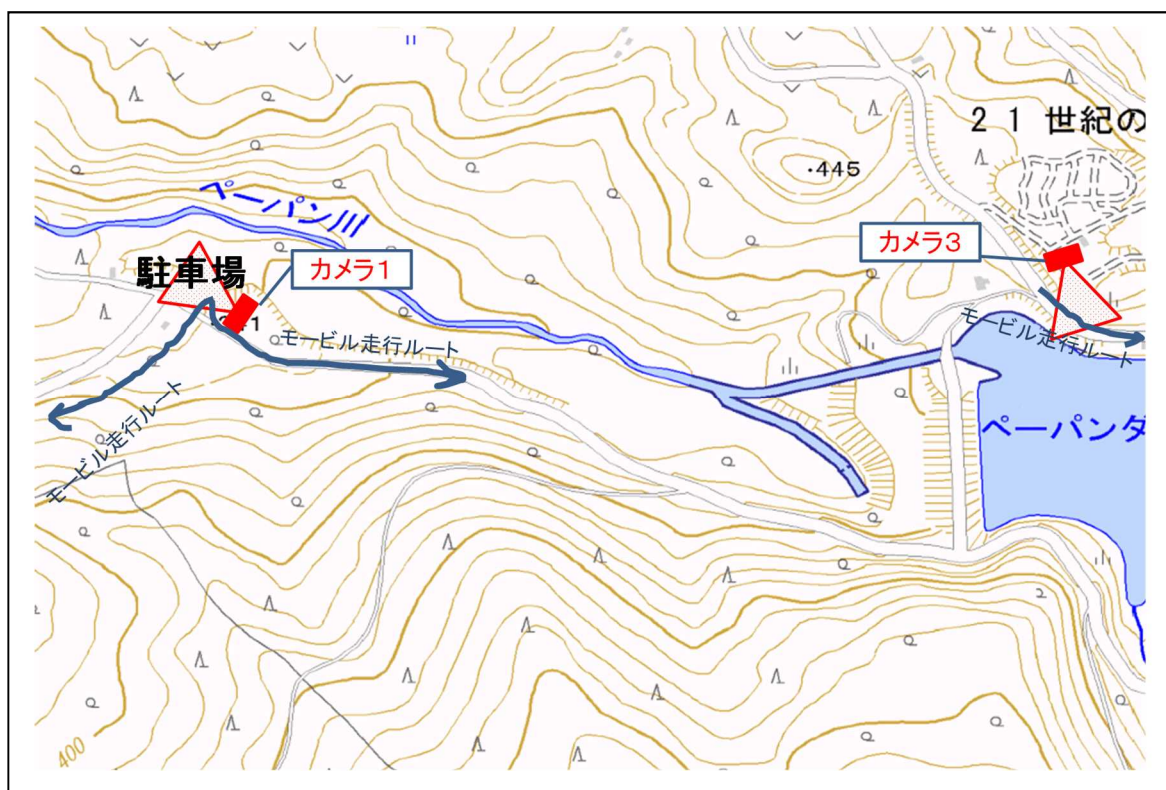
表 1. 平成 27 年度監視カメラ設置状況

カメラ No	場所	期間	日数	備考 (欠測期間等)	担当 自然保 護官事 務所
1	旭川市東旭川 (ペーパン)	平成 27 年 12 月 24 日(木)～ 平成 28 年 4 月 22 日(金)	121	欠測期間なし。	上川
2	旭川市東旭川 (ペーパン)	平成 27 年 12 月 24 日(木)～ 平成 28 年 4 月 22 日(金)	121	欠測期間なし。	上川
3	旭川市東旭川 (ペーパン)	平成 28 年 2 月 22 日(月)～ 平成 28 年 4 月 4 日(月)	43	欠測期間なし。	上川
4	上川町北見峠	平成 28 年 1 月 14 日(木)～ 平成 28 年 4 月 22 日(金)	100	欠測期間なし。	上川
5	上川町北見峠	平成 28 年 1 月 14 日(木)～ 平成 28 年 4 月 22 日(金)	100	欠測期間なし。	上川
6	上川町高原温泉地区	平成 28 年 1 月 14 日(木)～ 平成 28 年 4 月 22 日(月)	100	欠測期間なし。	上川
7	上川町高原温泉地区	平成 28 年 1 月 14 日(木)～ 平成 28 年 4 月 22 日(月)	100	欠測期間なし。	上川
8	東川町幌倉沼	平成 28 年 3 月 14 日(月)～ 平成 28 年 5 月 13 日(金)	61	欠測期間なし。	東川
9	美瑛町字俵真布	平成 28 年 2 月 17 日(水)～ 平成 28 年 3 月 31 日(木)	44	欠測期間なし。	東川
10	南富良野町東幾寅	平成 28 年 2 月 15 日(月)～ 平成 28 年 5 月 10 日(火)	86	欠測期間なし。	東川
11	新得町北新内線入口	平成 28 年 1 月 22 日(金)～ 平成 28 年 5 月 10 日(火)	110	欠測期間なし。	上士幌
12	上士幌町シンノスケ迂 回林道	平成 28 年 1 月 21 日(木)～ 平成 28 年 5 月 11 日(水)	112	欠測期間なし。	上士幌

3. 調査結果

(1) 旭川市東旭川（ペーパン）カメラ NO. 1, 2, 3

1) 設置状況



2) 撮影結果

*監視カメラで撮影された写真番号は記録表の番号と合わせています。

【No. 1：駐車帯】モバイルが撮影された日

	日にち	モバイル 台数	牽引車 台数	撮影 枚数	動画 数	時間	備考
4	1月12日(火)	2	1	6	0	10:18	
6	1月24日(日)	7	6	9	3	8:33~14:36	
7	1月31日(日)	1	1	3	1	10:03	
10	2月21日(日)	1	1	3	0		
11-1	2月24日(水)	1	1	8	1	9:37~14:15	
12-1	2月28日(日)	1	1	15	1	12:56~13:48	
13	3月2日(水)	1	1	18	1	9:53~15:07	
14	3月7日(月)	2	1	9	2		作業員
15	3月9日(水)	2	0	3	1		作業員
16	3月10日(木)	3	2	39	12		作業員
17	3月14日(月)	2	1	54	0		作業員
18	3月16日(水)	1	1	15	4	10:21~13:08	
19	3月17日(木)	1	1	15	3	11:50~14:57	
20	3月20日(日)	2	1	3	1	10:30~	作業員

21	3 月 21 日 (月)	2	2	15	4	9:53～12:36	
22	3 月 24 日 (木)	1	1	18	5	10:59～13:51	
23	4 月 2 日 (土)	5	5	42	12	7:39～16:32	

【No. 2 : 走行路】 モビルが撮影された日

	日にち	モビル 台数	牽引車 台数	撮 影 枚数	動 画 数	時間	備考
1	12 月 31 日 (木)	3	－	21	0	10:21～14:37	
2	1 月 1 日 (金)	3	－	8	0	9:59～13:30	
3-1	1 月 4 日 (月)	3	－	5	1	9:59～16:32	
5	1 月 17 日 (日)	2	－	6	0	10:36～14:06	
6-2	1 月 24 日 (日)	7	－	8	2	9:13	
7	1 月 31 日 (日)	8	－	11	0	10:03～15:29	
8	2 月 3 日 (水)	1	－	4	0	10:52～14:35	
9	2 月 7 日 (日)	1	－	3	0	9:54～16:04	
11-2	2 月 24 日 (水)	1	－	4	0	10:01～13:40	
12-2	2 月 28 日 (日)	1	－	8	1	13:00～13:41	
13-2	3 月 2 日 (水)	1	－	3	0	10:11～14:40	
18-2	3 月 16 日 (水)	1		2	0	10:35～13:07	
21-2	3 月 21 日 (月)	2		2	1	10:03～12:14	
22-2	3 月 24 日 (木)	1		1	0	10:36	
23-2	4 月 2 日 (土)	5		7	2	7:45～15:34	

【No. 3 : 対岸】 モビルが撮影された日

	日にち	モビル 台数	牽引車 台数	撮影 枚数	動画 数	時間	備考
1	3 月 6 日 (日)	1	0	6	－	19:20	もう 1 台のライトの明かりは写っている。
	2 月 26, 27 日、3 月 2, 4, 5, 6, 7, 9, 11, 13, 14 日も記録撮影されましたが、すべて施設作業員であった。						

3) 撮影された写真

【No. 1 : 駐車帯】及び【No. 2 : 走行路】



1 : 12月31日(木) ペーパーカメラNo.2。
レジャー目的と思われるモビル3台撮影。行き先不明。In10:21 out14:37



2 : 1月1日(金・祝) ペーパーカメラNo.2。
前日撮影されていたグループ全く同じ機種
の3台。In9:59 out13:30



3 : 1月4日(月) ペーパーカメラ No. 2。
2台撮影詳細は不明、行き先不明。
In9:59 out16:32



4 : 1月12日(火) ペーパーカメラ No. 1。
撮影は朝のみ。In10:18



5 : 1月17日(日) ペーパーカメラ No. 2。
2台撮影。In9:58out15:46



6-1 : 1月24日(日) ペーパーカメラ No. 1。
In8:33 out14:36



6-2 : 1 月 24 日 (日) ペーパーパンカメラ No. 2。
モビル 5 台撮影。In9:13



7-1 : 1 月 31 日 (日) ペーパーパンカメラ No. 1。
In10:03



7-2 : 1 月 31 日 (日) ペーパーパンカメラ No. 2。
In10:03 Out15:29



8 : 2 月 3 日 (水) ペーパーパンカメラ No. 2。
モビル 1 台。In10:35 Out10:52



9 : 2 月 7 日 (日) ペーパーパンカメラ No. 2。
In9:54 Out16:04



10 : 2 月 21 日 (日) ペーパーパンカメラ No. 1
業者かレジャーか不明。In11:59 Out 不明。



11-1: 2月24日(水) ペーパーパンカメラ No.1。
In9:37 out14:15



11-2: 2月24日(水) ペーパーパンカメラ No.2。
No.1で撮影されたモビルと同じ。In10:01
Out13:40



12-1: 2月28日(日) ペーパーパンカメラNo.1。
In12:56 out13:48



12-2: 2月28日(日) ペーパーパンカメラNo.2。
No.1で撮影されたモビルと同じ。In13:00
Out13:41



13-1: 3月2日(水) ペーパーパンカメラNo.1。
In9:53 Out15:07



13-2: 3月2日(水) ペーパーパンカメラNo.2。
No.1で撮影されたモビルと同じ。In9:52
Out14:40



14：3月7日（月）ペーパンカメラNo.1。
作業員



15：3月9日（水）ペーパンカメラNo.1。
作業員



16：3月10日（木）ペーパンカメラNo.1。
作業員



17：3月14日（月）ペーパンカメラNo.1。
作業員



18-1：3月16日（水）ペーパンカメラNo.1。
In10:21 Out13:08



18-2：3月16日（水）ペーパンカメラNo.2。
No.1で撮影されたモビルと同じ。In10:35
Out13:07



19 : 3 月 17 日 (木) ペーパーカメラNo. 1。
In11:50 Out14:57



20 : 3 月 20 日 (日) ペーパーカメラNo. 1。
作業員 In10:30



21-1 : 3 月 21 日 (月・祝) ペーパーカメラ
No. 1。
In9:53 Out12:36



21-2 : 3 月 21 日 (月・祝) ペーパーカメラ
No.2。
No. 1 で撮影されたモビルと同じ 1 台。も
う 1 台は撮影されなかった。In10:03
Out12:14



22-1 : 3 月 24 日 (木) ペーパーカメラNo. 1。
In 不明 Out13:51



22-2 : 3 月 24 日 (木) ペーパーカメラNo.2。
In10:36 Out 不明



23-1 : 4 月 2 日 (土) ペーパーパンカメラNo.1。
In7:39 Out16:32



23-2 : 4 月 2 日 (土) ペーパーパンカメラNo.2。
In7:45 Out15:34

【No.3 : ペーパーダム対岸】



1 : 3 月 6 日 (日) ペーパーパンカメラNo.3。
後にもう 1 台のライトの明かりが写っている。Out16:32

(2) 上川町北見峠 カメラ NO. 4, 5

1) 設置状況



2) 撮影結果

【No. 4：駐車帯】モビルが撮影された日

	日にち	モビル 台数	牽引車 台数	撮影 枚数	動画 数	時間	備考
1-1	1月16日(土)	10	8	77	-		
2	2月7日(日)	2	1	9	-		

【No. 5：走行路】モビルが撮影された日

	日にち	モビル 台数	牽引車 台数	撮影 枚数	動画 数	備考	
1-2	1月16日(土)	-	-	3	1		軌跡のみ
3	1月17日(日)	2	-	3	1		

3) 撮影された写真

【No. 4 : 走行路】及び【No. 5 : 駐車帯】



1 : 1 月 16 日（土）北見峠カメラNo.4

牽引車 8 台、モビル 9 台撮影。日時はエラー。日にちは設置日から換算。

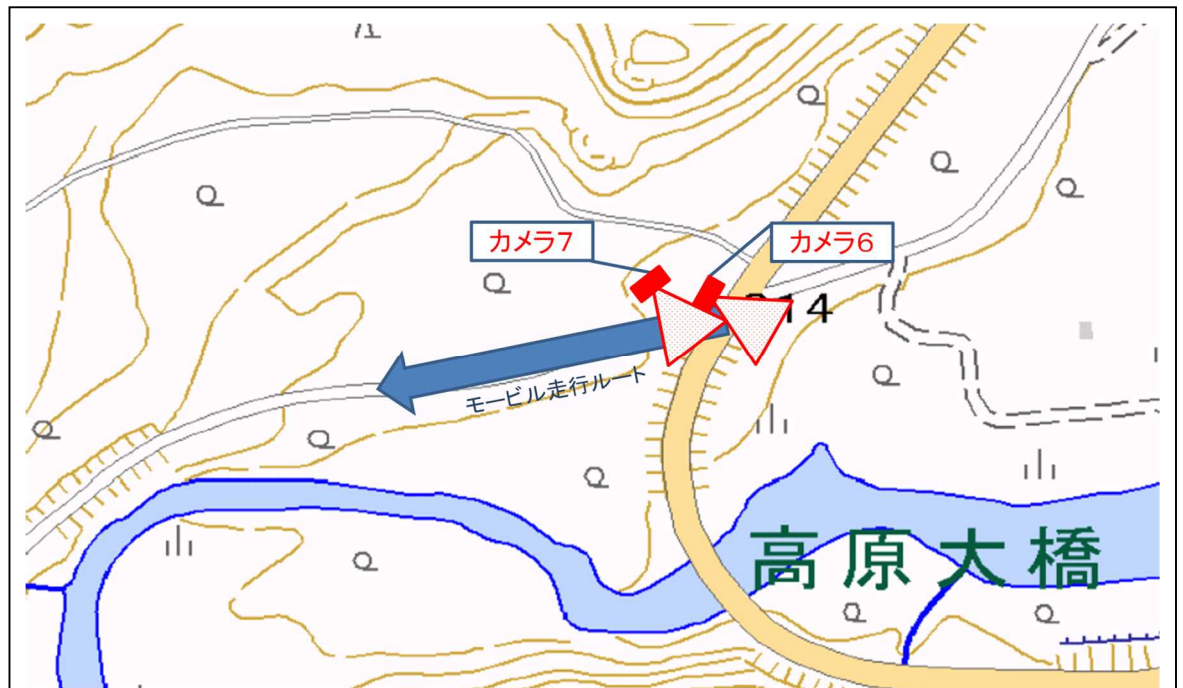


1-2 : 1 月 16 日（土）北見峠カメラNo.5。

軌跡のみ撮影。

(3) 上川町高原温泉地区 カメラ NO. 6, 7

1) 設置状況



2) 撮影結果

○スノーモビルは撮影されなかった。

3) 撮影された写真

○なし。

(4) 東川町幌倉沼 カメラ No. 8

1) 設置状況



2) 撮影結果

モビルが撮影された日

	日にち	モビル 台数	牽引車 台数	撮影 枚数	動画数	時間	備考
1	4月2日(土)	6	-	75	-	7:43~16:04	うち一台は4輪バギー。

3) 撮影された写真



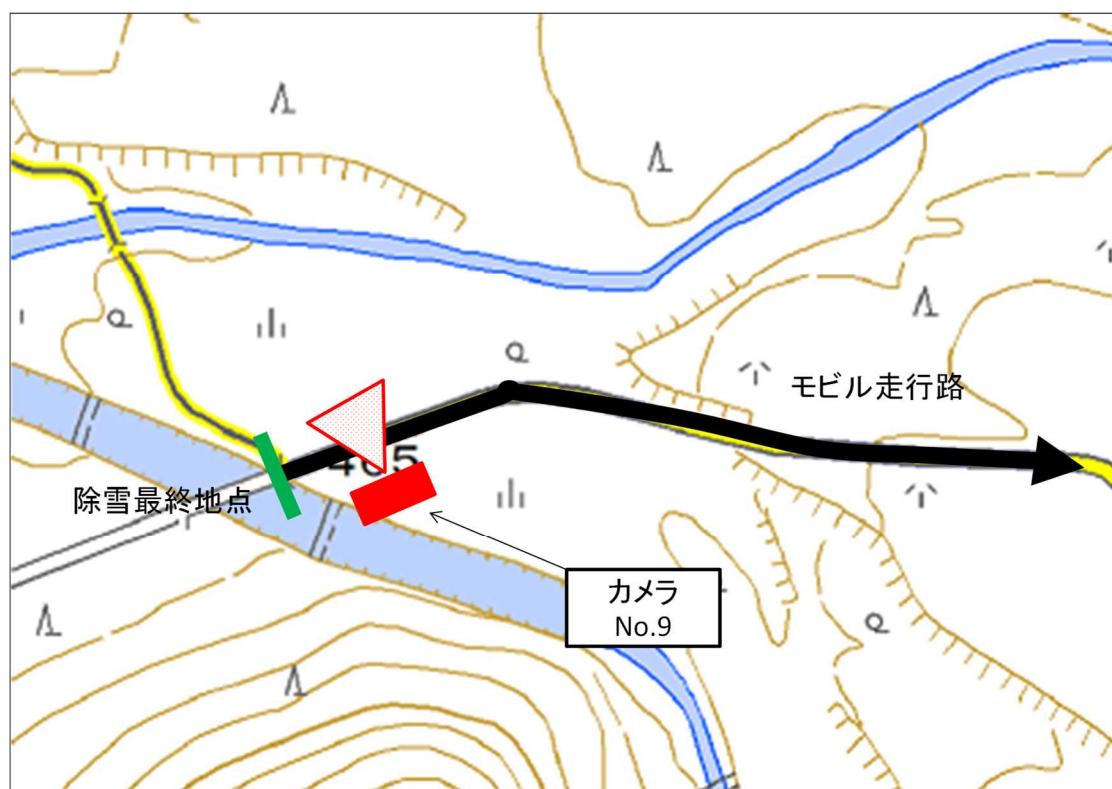
1: 4月2日(土) 幌倉沼カメラNo.8。
レジャー目的と思われる同一グループ5台
撮影。行き先不明。In7:43 out16:04



2: 4月2日(土) 幌倉沼カメラNo.8。
15:02撮影。4輪バギー車、一台のみ記録。
行き先不明。

(5) 美瑛町字俵真布 カメラ No.9

1) 設置状況



2) 撮影結果

モバイルが撮影された日

	日にち	モバイル 台数	牽引車 台数	撮影 枚数	動画数	時間	備考
1	2月21日(日)	5	－	19	－	9:36～14:17	
2	3月6日(日)	5	－	14	－	13:12	
3	3月13日(日)	5	－	20	－	9:28～16:30	
4	3月14日(月)	2	2	2	－	13:49、17:32	
5	3月21日(月)	2	－	2	－	9:14、12:32	
6	3月24日(木)	1	－	1	－	18:12	
7	3月27日(日)	9	8	23	－	9:16～15:35	

3) 撮影された写真



1: 2月21日(日) 俵真布カメラNo.9。

狩猟目的と思われるグループ5台撮影。
行き先不明。In9:36~Out14:17



2: 3月6日(日) 俵真布カメラNo.9。

狩猟目的と思われるグループ5台撮影。
行き先不明。13:12Outのみ撮影。



3: 3月13日(日) 俵真布カメラNo.9。

狩猟目的と思われるグループ5台撮影。
行き先不明。In9:28~Out16:30



4: 3月14日(月) 俵真布カメラNo.9。

狩猟目的と思われる単独車Outのみ
13:49撮影。行き先不明。Out17:32に別隊
と思われる単独狩猟者も撮影。



5: 3月21日(月・祝) 俵真布カメラNo.9

狩猟目的と思われる単独車をIn9:14に
撮影。In12:32別隊の単独車と思われる一
台も撮影。行き先不明。

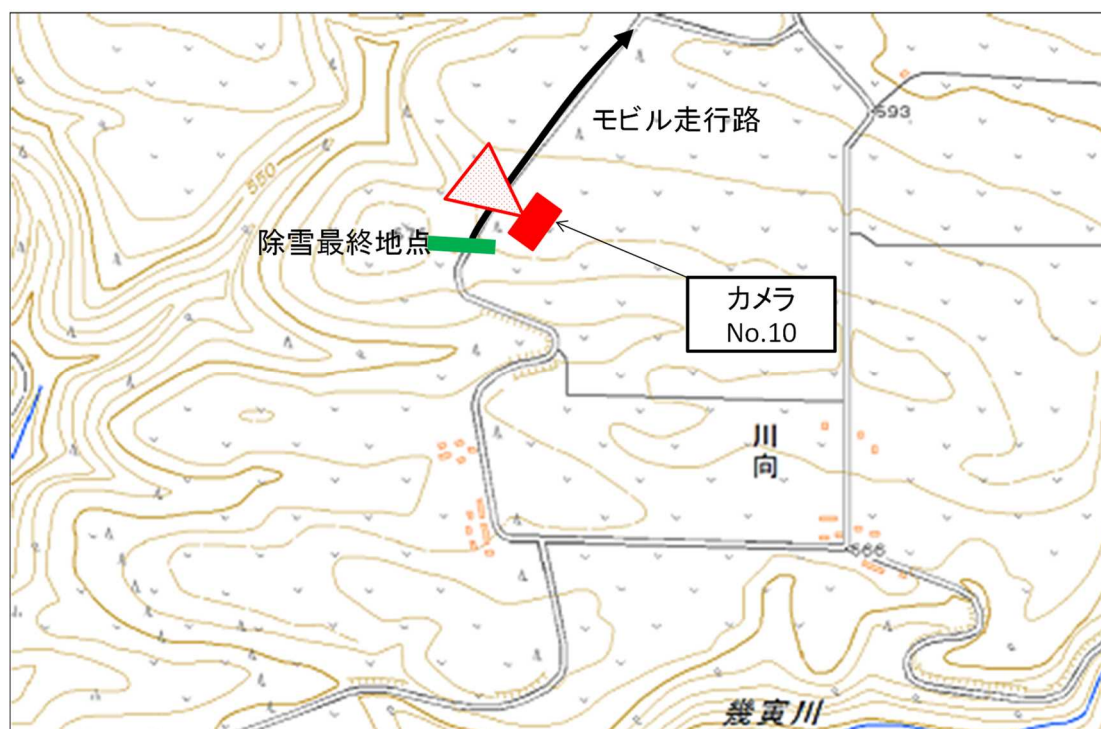


6: 3月24日(木) 俵真布カメラNo.9。

Out18:12にトラックの荷台に乗っている
と思われる一台を撮影。行き先不明。農作
業用かレジャー、狩猟か判別不能。

(6) 南富良野町東幾寅 カメラ No. 10

1) 設置状況



2) 撮影結果

【NO. 10】モバイルが撮影された日

	日にち	モバイル 台数	牽引車 台数	撮影 枚数	動画数	時間	備考
2	3月6日(日)	4	—	4	—	9:36~14:51	
3	3月13日(日)	11	—	—	5	9:53~15:08	
3	3月16日(水)	2	—	—	2	9:47~13:59	
4	3月20日(日)	8	—	—	6	8:58~13:59	
5	3月21日(月)	4	—	—	2	10:00~15:00	

3) 撮影された写真

【NO.10 東幾寅】



1: 3月6日(日) 東幾寅カメラNo.10。

レジャー目的と思われるグループ 4 台撮影。行き先不明。



2: 3月13日(日) 東幾寅カメラNo.10。

レジャー目的と思われるグループを動画で記録。行き先不明。



3: 3月13日(日) 東幾寅カメラNo.10。

レジャー目的と思われる 2 台を動画で記録。行き先不明。



4: 3月20日(日) 東幾寅カメラNo.10。

レジャー目的と思われるグループを動画で記録。装備、車体等から 3/6 に撮影したグループと同一と思われる。行き先不明。



5: 3月21日(月・祝) 東幾寅カメラNo.10。

レジャー目的と思われるグループを動画で記録。行き先不明。

(7) 新得町北新内線入口 カメラ No. 11

1) 設置状況



2) 撮影結果

【NO. 11】モビルが撮影された日

	日にち	モビル 台数	牽引車 台数	撮影 枚数	動画数	時間	備考
1	3月13日(日)	8	—	16	—	9:25～15:34	
2	3月20日(日)	9	—	19	—	9:44～17:26	
3	3月22日(火)	—	—	2	—	10:26～11:44	
4	3月23日(水)	1	—	2	—	9:32～13:39	森林管理署
5	3月24日(木)	2	—	4	—	9:37～14:43	森林管理署
6	3月28日(月)	3	—	6	—	9:28～14:19	森林管理署
7	4月3日(日)	2	—	4	—	9:22～16:50	
8	4月10日(日)	1	1	10	—	9:10～9:18	
9	4月18日(月)	—	1	2	—	13:16～14:25	
10	5月10日(火)	—	1	2	—	9:06～9:19	バギー車載

3) 撮影された写真

【No. 10 : 北新内前 入口】



1 : 3月13日(日) 09:36 レジャー風



2 : 3月20日(日) 09:45 レジャー風



7 : 4月3日(日)16:50 レジャー風



8 : 4月10日(日) 9:10 レジャー風



9 : 4月18日(月) 14:25 何かを牽引



10 : 5月10日(火) 09:19 バギー搬出

(8) 上士幌町シンノスケ迂回林道 カメラ NO. 12

1) 設置状況



2) 撮影結果

【NO. 11】モビルが撮影された日

	日にち	モビル 台数	牽引車 台数	撮影 枚数	動画数	時間	備考
1	3月27日(日)	15	-	33	-	9:57~16:03	
2	4月2日(土)	4	-	5	-	10:12~14:32	
3	4月24日(日)	1	-	4	-	10:02~10:20	

3) 撮影された写真

【No. 1 2 : 上士幌町シンノスケ迂回林道】



1 : 3 月 27 日 (日) 10:12 そりを牽引



1 : 3 月 27 日 (日) 10:12 バギー型



2 : 4 月 2 日 (土) 10:12 レジャー風



3 : 4 月 24 日 (日) 10:50 バギー型再訪

4. 平成 27 年度のまとめと考察

(1) 全般的な傾向

- 平成 27 年度の撮影結果をとりまとめると、表 2 のとおり。
- スノーモビルが撮影された時期は、3 月に最も多く (114 台)、次いで 1 月 (45 台)。また、1 月には旭川市東旭川 (ペーパン) 及び上川町北見峠で撮影された台数が多く、3 月には、美瑛町字俵真布、南富良野町東幾寅、新得町北新内線入口、上士幌町シンノスケ迂回林道で撮影された台数が多い。
- スノーモビルが撮影された曜日は、日曜日が最も多い (117 台)。土曜日や祝日は平日と同程度かやや多い程度。

(2) 各地区の概況

1) 上川地区

- 旭川市東旭川 (ペーパン) では、ペーパンダム北側から乗入れているのではないかと情報があつたことから、平成 27 年度から 1 台設置した (No. 3)。
- ペーパン地区では、同じスノーモビルや人物が複数回撮影されており、リピーターが多いことが分かった。
- 北見峠ではパトロールでの普及啓発や監視カメラ設置は抑止効果が現れているのか、昨年よりもスノーモビルの出入りが明らかに減少しており、撮影された日数が 3 日間だった (なお、上川自然保護官事務所が現地を 1 月 27 日及び 3 月 4 日に確認したところ、駐車帯には数十台の牽引車と駐車帯の対岸の浮島湿原の方向に進んでいる軌跡があつた)。

2) 東川地区

- 幌倉沼・津山林道に入っていくスノーモビルが記録されたが、何処まで乗り入れているかは確認出来ていない。環境省によるパトロールの請負業務の中でレジャー乗入れ車に走行範囲について聞き取りを行ったところ、規制範囲は心得ており林道しか走らないとの回答であつた。また、昨年度と同様、マナーの悪いモビラーはペーパンに多いという情報を得た。
- 東幾寅は週末には同一のレジャーグループの乗入れを複数回記録しているが、走行範囲は不明。

3) 上士幌地区

- 上士幌町シンノスケ迂回林道については、3 月 27 日 (日) の 1 日だけで少なくとも 15 台以上のスノーモビルなどが岩間温泉 (片道約 20km) を目指したと考えられる。同一車体の入下山から滞在時間は 4～6 時間と推定できる。それを牽引するスノーモビルが撮影されたことから何らかの資機材を搬入しているものと思われる。昨年は 3 月の連休頃に目撃情報が寄せられた。毎年、同時期に集まり入山する傾向が窺われる。
- 一方、新得町北新内線からは、シーズン中に 20 台以上の乗り入れがあり、同一車体の入下山から滞在時間は 6～8 時間と推定できる。森林管理署の滞在時間

が4～5時間であることと比較しても、より深い地域まで乗り入れていることが懸念される。

(3) 今後の対処

- 上川管内においては、スノーモビルの積み卸し箇所への監視は、利用動向を把握できるため、旭川市東旭川（ペーパン）、上川町北見峠及び高原温泉における監視カメラ設置を継続する。ペーパン地区、北見峠地区とも規制区域方面に軌跡があることからカメラと巡視と合わせてパトロールを強化する。
- 美瑛町俵真布に関しては監視カメラや環境省によるパトロールの請負業務で接触した乗り入れ者は狩猟や農作業車が多く、レジャー目的は1名であったが過去に扇沼山まで乗り入れをしている記録があるため今後も継続して監視が必要である。
- 東川町幌倉沼もほぼ毎週末レジャー目的の車体を記録しているため、パトロールによる注意喚起とカメラでの監視は継続する。
- 東幾寅は大麓山・下ホロカメットク方面に乗り入れが出来るため、今後も乗入れの把握と監視が必要である。具体策は、走行跡を確認するだけでなく、過去のデータで9時～10時頃、山に向かって乗り入れをしていることが多いため、パトロール時に駐車スペースに待機し、乗り入れ方面を聞き取ったり、乗り入れ規制区域の説明、牽引車のナンバー控えを行う。幌倉沼・俵真布に関しても乗り入れ者と接触出来る時間にパトロールをする。
- 上士幌管内においても、新得町北新内線、上士幌町シンノスケ迂回林道においてカメラによる監視を継続する。シンノスケ迂回林道では乗り入れの集中日が認められ、実際に道路外を走行していることも確認されたことから、パトロールを実施し啓発を強めていくことが必要である。
- 一方北新内線では、乗り入れは相変わらず確認されているものの、公園区域内まで到達しているのか、道路外の走行が行われているのか等、実態が不明な点が多いことから、今後の対策の必要性を検討する上でも、走行跡の追跡等による実態の把握が必要である。

表 2. 平成 27 年度監視カメラ撮影結果

カメラ No	場所	期間	日数	撮影結果															牽引車 台数
				モバイル 台数	モバイル 月別内訳						モバイル 曜日別内訳								
					12月	1月	2月	3月	4月	5月	月	火	水	木	金	土	日	祝	
1	旭川市東旭川(ペーパン)	12/24～ 4/22	121	35	0	10	3	17	5	0	4	2	5	5	0	5	12	2	27
2	旭川市東旭川(ペーパン)	12/24～ 4/22	121	40	3	23	4	5	5	0	3	0	4	4	0	5	19	5	0
3	旭川市東旭川(ペーパン)	2/22～ 4/4	43	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	－
4	上川町北見峠	1/14～ 4/22	100	12	0	10	2	0	0	0	0	0	0	0	0	10	2	0	9
5	上川町北見峠	1/14～ 4/22	100	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
6	上川町高原温泉地区	1/14～ 4/22	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7	上川町高原温泉地区	1/14～ 4/22	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
8	東川町幌倉沼	3/14～ 5/13	61	6	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0
9	美瑛町字俵真布	2/17～ 3/31	44	29	0	0	5	24	0	0	2	0	0	1	0	0	24	2	10
10	南富良野町東幾寅	2/15～ 5/10	86	29	0	0	0	29	0	0	0	0	2	0	0	0	23	4	0
11	新得町北新内線入口	1/22～ 5/10	110	26	0	0	0	23	3	0	3	0	1	2	0	0	20	0	
12	上士幌町シンノスケ迂回林道	1/21～ 5/11	112	20	0	0	0	15	5	0	0	0	0	0	0	4	16	0	
合計				200	1	45	14	114	24	0	12	2	12	12	0	30	117	15	

※月～金曜日のうち祝祭日に該当する日は、「月」～「金」にはカウントせず、「祝」のみにカウントした。

平成28年度スノーモビル等乗入れ規制看板設置場所及び数量

平成28年12月中旬までに下表の黒字のとおり看板を設置済み
(赤字は設置予定箇所及び予定枚数)

上川自然保護官事務所管内

番号	設置場所	事前看板	規制看板	備考
1	高原温泉町道入口	1 枚		センサーカメラ
2	天幕沢林道入口	1 枚		
3	銀泉台道道入口	1 枚		
4	アングス牧場道有林界	1 枚		
5	愛山溪地区道道ゲート	1 枚		
6	愛山溪地区規制界	1 枚		
7	愛山溪温泉		1 枚	
8	安足間林道入口			林道崩壊のため設置できず
9	愛山米飯林道(旭川峠)			林道崩壊のため設置できず
10	ペーパン地区・町道終点	1 枚		センサーカメラ
11	ペーパン地区・二十一世紀の森	1 枚		
12	ペーパン地区・温泉先	1 枚		
13	古川砂金越林道入口(日東)	1 枚		
14	古川砂金越林道入口(中越)	1 枚		
15	北見峠	1 枚		センサーカメラ
計		11枚(1)	1 枚	

東川自然保護官事務所管内

番号	設置場所	事前看板	規制看板	備考
14	旭岳温泉		1 枚	
15	北落合町道終点	1 枚		
16	奥落合併用道入口	1 枚		
17	東幾寅			センサーカメラ
18	原始ヶ原町道分岐点	1 枚		
19	ノカナン・ピウケナイ沢	1 枚		
20	幌倉沼	1 枚		センサーカメラ
21	俵真布	1 枚		センサーカメラ
計		6枚(3)	(1)	

上士幌自然保護官事務所管内

番号	設置場所	事前看板	規制看板	備考
22	シンノスケ迂回林道入口		1 枚	センサーカメラ
23	然別糠平線糠平側入口		1 枚	
24	サホロダム除雪終点	1 枚		センサーカメラ
25	パンケニコロベツ林道入口	1 枚		
26	パンケニコロベツ林道分岐		1 枚	
27	ポントムラウシ林道入口		1 枚	
28	シートカチ林道入口		1 枚	
計		2 枚	7 枚	

注) ○事前看板…冬期交通止め地点(道道・町道ゲート付近)等に設置

○規制看板…乗り入れ規制区域界等に設置

○センサーカメラ…動作物を感知して自動的に撮影を行うカメラの設置予定箇所

【事前看板】



【規制看板】



平成 28 年度大雪山国立公園内におけるスノーモビル等の 乗入れ規制普及啓発活動実施要領（案）

1. 目的

大雪山国立公園の特別保護地区、車馬乗り入れ規制地区並びに十勝川源流部原生自然環境保全地域では、自然環境や動植物の生息・生育環境に悪影響を与えることから、スノーモビルなどの使用が規制されているが、相変わらず乗入れが報告されている。

このため、関係機関等と連携した広範な啓発活動を行い、無秩序なスノーモビルなどの乗入れを防止することを目的とする。

2. 普及啓発活動概要

- (1) スノーモビルの乗入れの跡等が見受けられる場所で、関係機関等の協力を得ながら、チラシ配布等を行い、普及啓発活動を実施する。
- (2) 乗入れの懸念が特に高い地区を重点地域とする。重点活動日を定め、重点地域において普及啓発活動を実施する。
- (3) 重点地域を中心として、スノーモビル動線上にセンサーカメラを設置し、利用実態のモニタリングを実施し、普及啓発活動に活用する。
- (4) 関係機関の協力を得ながら、上空からの監視とあわせて普及啓発活動を行う（環境省グリーンワーカー事業での、セスナ機による監視飛行は 3 回程度実施の予定、その他日程においても現地に監視員を配置）。

3. 重点地域

平成 28 年度の重点地域は、次のとおりとする。

- (1) 上川町北見峠
- (2) 旭川市東旭川（ペーパンダム）
- (3) 新得町北新内線入口
- (4) 東川町幌倉沼
- (5) 南富良野町東幾寅

4. 重点活動日

次の日を重点活動日とし、合同パトロールを実施する。

- ・平成 29 年 1 月 22 日（日）上川町北見峠、旭川市東旭川（ペーパンダム）
- ・平成 29 年 3 月 5 日（日）新得町北新内線入口、東川町幌倉沼、南富良野町東幾寅

※重点活動日の前後の期間に、自然保護官事務所及び大雪山国立公園パークボランティアで重点地域における普及啓発活動を行う。

パトロールの際の対応について

1. パトロール等で走行跡等を確認した場合の対応

- パトロール等によって乗入れ規制区域内での走行又は走行跡を確認した場合は、車両やルートの確認・特定等情報収集を行う。
- 悪質な場合は、刑事告発も視野必要に応じて、警察へ連絡する。

2. 監視飛行時の対応

- 監視飛行実施日に監視員を入山口などに待機させる。
- 監視飛行によって規制区域内での走行又は走行跡を確認した場合、環境省職員は、走行（または走行痕）の位置・時刻・追跡状況・その写真等資料及び現地監視体制での入下山・駐車車両等記録の資料を照らし合わせ、状況確認を行い、必要に応じて警察へ資料の提供・通報する。

<体制>

